

千曲市告示第129号

千曲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年11月21日

千曲市長 小川修一

千曲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する告示

千曲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成17年千曲市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「専門実践教育訓練給付金」を「特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金」に、「1ヶ月」を「1か月」に改める。

様式第3号中

「

1 支給申請は、教育訓練の修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して1ヶ月以内にしてください。

」を

「

1 支給申請は、教育訓練の修了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して1か月以内にしてください。

」に

改める。

附 則

この告示は、令和7年11月21日から施行する。